



つけましたか？住宅用火災警報器

市内のすべての住宅には、消防法により「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。建物火災での死者の約9割は住宅火災によって占められ、そのうちの約6割強は火災の発生に気が付かず、逃げ遅れによるものが原因となっています。

火災は早期発見が重要です。火災が発生した時、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり…と五感によって気づくことがほとんどです。しかし、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中している時などは、それだけでは火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで家庭内の火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が、住宅用火災警報器なのです。

<なんでもQ&A>

Q1. どこに設置すればいいの？

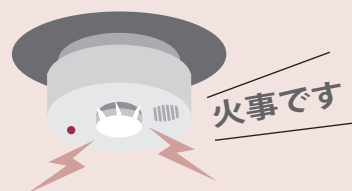
原則、寝室と寝室がある階の階段には、必ず設置しなければなりません（寝室が避難階となる階にある場合は除く）。

Q2. 住宅用火災警報器の種類は？

消防法で設置が義務づけられているのは、煙を感知する警報器です。

Q3. どこで購入することができますか？

ホームセンターや電器店で購入できます。



Q4. お手入れは必要ですか？

住宅用火災警報器は、電池が切れると作動しません。またほこりが入ると、誤作動を起こす場合があります。定期的に点検、清掃し作動確認をしましょう。

Q5. 訪問販売はありますか？

悪質訪問販売には、十分ご注意ください。消防本部及び消防署では、一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。

—ドクターヘリ離着陸時の注意—

県では、平成22年7月からドクターヘリの緊急運航が開始されました。また平成23年4月からは、栃木県ドクターヘリとの協定により、茨城県ドクターヘリが出場中の場合、栃木県ドクターヘリを要請できるようになっています。

本市では、昨年度94件、今年度は9月末までに、70件の出動を要請しています。離着陸場所は、主に学校のグラウンドなどが指定されていて、離発着時には消防隊員が安全管理に十分注意をしていますが、大きな音や風圧に伴う砂ぼこりが発生することがあります。近づくことは大変危険ですので、消防隊員の指示に従ってください。また洗濯物等がほこりで汚れたり、飛ばされたりすることも考えられますので、付近の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。